

## 平成28年第4回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 平成28年 5月13日  
午後 1時30開会  
午後 2時40閉会  
場 所 中頓別町役場会議室

- 1 当日の出席委員は次のとおりである。  
石黒 和浩、栗林 松三、常本 啓二、藤田 健一、石井 広幸、  
森川 健一  
以上 6名
- 2 当日の欠席委員は次のとおりである。  
鈴木 義博、宗像 育子  
以上 2名
- 3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 藤 田 徹
- 4 本会のための書記 農業委員会 主 査 千 葉 敦 子
- 5 本会の総会にかかる案件は次のとおりである。(別紙議案書のとおり)
6. 議 事  
  
議案第1号 農地法第3条第2項第5号に係る別段面積の設定について  
議案第2号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)に  
ついて  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用  
地利用集積計画の決定について
7. その他  
  
(1) 協議事項  
  
(2) 今後の予定について  
  
(3) その他
8. 閉 会

事務局長 ただいまから平成28年第4回中頓別町農業委員会総会を開催いたします。

まず始めに会長より挨拶をお願いします。

会長 時節柄何かとお忙しい中、第4回農業委員会総会にご出席頂きありがとうございます。又農業者年金協議会委員の皆様には先程の理事会と重ねてのご審議となりますが宜しく願いいたします。

本日は議案第1号 農地法第3条から議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条までの3件とその他が3件となっていますので、ご審議の程宜しく願いいたします。

議長 これより、中頓別町農業委員会会議規則第7条第1項の規定に基づき、議事を進行いたします。

**【欠席報告】**

本日は 鈴木委員、宗像委員より欠席の旨、事前に連絡がございましたので、ご報告いたします。

**【定数報告】**

本日の出席委員は8名中6名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によります過半数に達しておりますので総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

**【議事録署名委員の指定】**

議事録署名委員の指定を行います。

中頓別町農業委員会会議規則第15条の規程に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。

7番 石井委員及び1番 石黒委員を指名いたします。

会務報告につきまして、事務局から報告させます。

事務局長 それでは、会務報告につきまして、ご報告致します。

報告の内容は、平成28年3月22日から本日、5月13日までの内容です。

3月22日は、「平成28年第3回農業委員会総会」を農業委員全員の出席のもと開催しております。議事については、「平成27年度地区別懇談会の報告」のほか、「農地法第52条の規定に基づく農地賃借料情報について」ということで、データ数26件で、10アール当たり単価で、最高額2,000円、平均額1,312円、最低額600円の結果を審査決定いただいております。「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の

規定による農用地利用集積計画の決定について」ということで、所有権移転2件、使用貸借1件、賃貸借1件について審議・決定をしております。協議事項として、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、確認をしております。

4月1日は、中頓別町自治記念式に会長及び事務局長が出席しております。常本委員も自治会長として出席しておりました。

4月21日は、平成28年度宗谷地方農業委員会連合会通常総会及び、宗谷農村パートナー対策協議会総会並びに、地区別農業委員会会長・事務局長会議が稚内市で開催されまして、会長と事務局長が出席しております。（会議の詳細説明）

5月9日は、敏音知地区獣魂祭に事務局長が出席しております。

昨日の5月12日、中頓別町農業協同組合第68回通常総会に石井職務代理が来賓として出席していただき、事務局長も出席しております。

上程議案が原案可決決定され、T P P 関連と指定団体制度に関する特別決議2本が決議されております。

以上で会務報告を終わります。

議長

それでは、議案の審議に移りたいと思います。

議案第1号「農地法第3条第2項第5号に係る別段面積の設定について」を議題といたします。内容について事務局から説明いたします。

事務局長

それでは、議案第1号「農地法第3条第2項第5号に係る別段面積の設定について」をご説明いたします。

議案第1号資料

## 下限面積の設定に係る検討資料

### 1. 面積設定の基準による算出

#### 【酪農・畜産業】

- 営農に供する農地面積  $33,998,516 \text{ m}^2 = 3,400 \text{ ha}$
- 最小営農農地面積  $118 \text{ m}^2 = 0.01 \text{ ha}$
- 最大営農農地面積  $3,662,893 \text{ m}^2 = 366 \text{ ha}$
- 平均営農農地面積  $809,488 \text{ m}^2 = 81 \text{ ha}$   
( $33,998,516 \div 42 \text{ 戸}$ )
- 酪農・畜産業に携わる戸数 42戸（農地所有適格法人以外）

#### 【畑作】

- 営農に供する農地面積 61,597㎡ = 6ha
- 平均営農農地面積 30,798㎡ = 3ha
- ※ ○○さん、○○さん (61,597÷2戸)
- 畑作に携わる戸数 2戸 (社会福祉法人以外)

【その他】

- TMRセンター、社会福祉法人等 3,105,894㎡ = 310ha

※ 現在の農業経営者の中で、北海道の下限面積である2haの経営面積を下回る経営を行っているものは、TMRへ賃貸している農家以外では、いないことを確認する。

2. 耕作放棄地の状況

- 神崎地区(1) 1.48ha … 相続登記関係
- 神崎地区(2) 0.14ha … 相続登記関係
- 旭台地区(1) 3.43ha … 相続・抵当権・仮登記関係
- 計 5.05ha (全体の農地の0.001%)

3. 遊休農地の状況 (平成27年度農地パトロール)

- 0㎡ = 0ha (全体の農地の0%)

4. 農業者の年齢構成及び後継者の有無 (平成27年度年齢到達歳)

- 44歳以下 16名 38.1%
- 45歳～54歳 6名 14.3%
- 55歳～64歳 13名 31.0%
- 65歳以上 7名 16.6%
- (後継者なし15名) 35.7%

計 42名 … 酪農・畜産業のみ

5. 農業者の移動の状況

- 離農(経営継承) 0戸
- 経営移譲 1戸(○○さん)
- 新規参入 0戸

6. 下限面積の設定根拠

平成23年に、下限面積を都府県なみの50aにすることにしました

が、大きく高齢化率の低減となっていないことから、引き続き下限面積を50aとします。

※ 以下、下限面積の設定を参照  
議案第1号

### 下限面積の設定（案）

中頓別町農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地 域	下 限 面 積
中頓別町全域	50a

※ 毎年4月に地域農業情勢を踏まえて下限面積を見直します。

#### 【下限面積設定理由】

当地域での主要な農業は酪農・畜産業であり、平均営農農地面積は8.1ヘクタールです。現時点では、耕作放棄地及び遊休農地も農地全体の0.001%ですが、近い将来、3割の方が後継者不在による離農することが予想されます。このことから、耕作放棄地の増加に繋がる可能性が大きくなっています。ただし、酪農に限れば、TMRセンター構成員を除き、最小営農農地面積でも2.4ha以上であり、北海道の下限面積を大きく上回っているところがあります。

畑作については、2戸ではありますが農地面積平均3ヘクタールで営農されている状況にあります。

平成23年に、下限面積を都府県なみの50aにすることとしましたが、昨年度は経営継承1戸となっており、大きく高齢化率の低減となっていないことから、引き続き下限面積を50aとします。

なお、新規就農にあたっては、周辺農業者の理解が得られ、効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないことを前提とします。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長

事務局の説明がおわりました。何か質疑はありますか。

各委員

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、議案第1号について承認することにご異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第2項第5号に係る別断面積の設定について」は承認することに決しました。

続いて、議案第2号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定について」を議題といたします。

事務局から説明いたさせます。

事務局長

それでは、議案第2号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定について」を説明いたします。

(資料により、内容を説明)

前回の総会で、説明をしたところでありますが、国から農委法改正により、平成28年度からの活動計画及び点検・評価については、その様式、取りまとめの方法を変更するという通知がありました。

平成28年度の活動計画の作成については、新様式で作成をし、公表は6月末となりました。国への報告は7月末までとなり、従来の取扱いは廃止されます。

また、活動計画等に対する地域農業者等への意見の聴取は定めない代わりに活動を通じて得られた意見を記載することになります。

なお、平成27年度の点検・評価は、適正化通知(旧様式)により6月末までに公表するとともに、活動計画と併せて道(局)を經由して農水省農地政策課に報告となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長

議案第2号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

について」の説明が終わりました。このことについて、質問或いは意見等ございませんか。

石黒委員

今まで地区別懇談会で意見を求めてきたけれど、今後はやらないということか。

事務局長

元々始まったのは担い手への取り組みの一環として始まったが、途中で適正化通知等懇談会の場を利用して意見を吸い上げると変わっていったが、今回、国の考え方が変わり、あえて農業委員会の活動に対して積極的に意見を提供するという事はなくなったので、別の意味合いで意見集約を求める場として開催しても良いと思いますが、前回の参加状況からも今後の考え方によると思います。

議長

農業者の意見を聞いての報告ではなく、書面としての報告に変わったということだ。

事務局長

日頃の農業委員さんの活動の中から意見を出し合って内容を固める方向に変わったということです。

議長

他に質問または意見等ありませんか。

各委員

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、議案第2号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を承認することに異議がございませんか。

各委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議案第2号を承認することに決しました。

続いて、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局から説明いたさせます。

事務局長

それでは、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農地利用集積計画の決定について」下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について審議を求めるものです。

公告予定日については平成28年5月13日 番号所4番 土地の表示は、別紙をご覧ください。字松音知〇〇番の〇〇から〇〇番地〇までの〇〇筆 〇〇〇㎡であります。公簿地目現況地目とも同一で畑・公衆用道路・牧場であります。対価は〇〇〇円です。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。譲渡人 〇〇〇〇さん 譲受人 〇〇〇〇さん。譲渡理由は農地を近隣耕作者に譲り渡す。譲受理由は農地を譲り受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおりません。労力〇、斡旋なし、資金は農協資金、年金加入状況は加入でございます。

〇〇〇〇さんは、経営主の〇〇〇〇さんの後継者であり、家族経営協定を締結しております。〇〇〇〇さんが経営移譲年金を受給する要件として、国民年金加入者への第三者移譲となっていることから、後継者の〇〇さんに譲渡するものです。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

続きまして、賃15番の説明を行います。

土地の表示は字松音知〇〇番〇〇の一部〇〇〇㎡ であります。公簿地目は山林、現況地目は畑であります。小作料は0円の使用貸借になります。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。貸主〇〇〇〇借主〇〇〇〇さん。貸し付け理由は、農地を近隣耕作者に貸し付ける。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地等は、前件と同様ですので、割愛します。使用貸借の終期は平成38年12月31日までの10年間あります。

本件についても、〇〇〇〇さんの経営移譲年金の受給要件に基づく農地の処分となります。なお、この土地に関しては、現在、分筆登記の手続き中でして、分筆登記が完了した後、地目変更登記をするために、現地目証明の申請が予定されていまして、畑に地目変更後には、贈与する予定となっています。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

続きまして賃16番の説明を行います。

土地の表示の内訳は別紙をご覧ください。字松音知〇〇番〇の一部から〇〇番〇〇の一部までの全〇筆〇〇〇㎡であります。公簿地目現況地目とも畑であります。小作料は 〇〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主〇〇〇〇さん 借主〇〇〇〇さん。貸し付け理由は農地を近隣耕作者に貸し付ける。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇〇ha、牧場〇〇ha であ



り、この面積は今回申請のあった土地を含んでおりません。労力3、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入でございます。賃貸借終期は平成30年12月31日の3年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

続きまして賃17番の説明を行います。

土地の表示は別紙をご覧ください。字松音知〇〇番〇〇から〇〇番〇〇までの全〇筆〇〇〇㎡であります。公簿地目は畑と雑種地、現況地目は畑であります。小作料は〇〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は農地を近隣耕作者に貸し付ける。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおりません。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は未加入でございます。賃貸借終期は平成30年12月31日の3年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

続きまして賃18番の説明を行います。

土地の表示は字上駒〇〇番〇と〇〇番〇の全〇筆〇〇㎡であります。公簿地目は、畑と雑種地、現況地目は畑であります。小作料は〇〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主〇〇〇〇さん 借主〇〇〇〇さん。貸し付け理由は農地を近隣耕作者に貸し付ける。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおりません。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入でございます。賃貸借終期は平成31年12月31日の4年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

以上説明を終了します。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

事務局の説明が終了しました。それでは所4番から順番に審議に移ります。所5番 〇〇〇〇さんから 〇〇〇〇さんへの所有権移転について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長

本件説明の前に農業経営基盤強化法第18条第1項の審査基準に関する法令の確認を行います。農業委員研修資料No.04をご覧ください。  
(関係法令～許可要件を説明)

それでは、所4番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。  
また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます、以上ご報告申し上げます。

議長 所4番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、所4番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、所4番は承認することに決しました。  
次に賃15番の審議に移ります。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの使用貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長 それでは、賃15番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。  
また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 賃15番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、賃15番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、賃15番は承認することに決しました。

続きまして賃16番の審議に移ります。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの貸貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長

それでは、賃16番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。  
また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長

賃16番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、賃16番を承認することにご異議ありませんか。

各委員

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、賃16番は承認することに決しました。  
次に賃17番の審議に移りますが、賃17番につきましては、常本委員に関連する案件でございますので、委員には中頓別町農業委員会会議規則第13条に基づき退席願います。  
ここで暫時休憩いたします。

(常本委員退席)

休憩前に戻り、賃17番〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの貸貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長

それでは、賃17番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。  
また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長

賃17番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ござ

いますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、賃17番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、賃17番は承認することに決しました。  
ここで暫時休憩致します。

(常本委員着席)

休憩前に戻り、議事を進めます。

賃17番については、承認することに決しましたので、ご報告します。

次に賃18番〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長 それでは、賃18番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。

また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 賃18番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、賃18番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、賃18番は承認することに決しました。  
以上をもちまして、全ての議事が終了しましたので、

その他の案件に移らせて頂きます。その他について、事務局より説明させます。

事務局長

それでは、その他の事項について報告申し上げます。

農業者年金関係の研修会がありますので、事務局が出席を予定していますので、お知らせします。

研修会出席中については農業委員会事務局員が不在となります。

「熊本地震義援金」の募集について、ということで、北海道農業会議から、農業委員会組織として義援金募集活動を実施することが決まった旨通知がありました。

趣旨・実施期間・実施方法等については、配布資料のとおりですので、この取り扱いについて、ご協議願いたいと思います。

農業委員会組織として（事務局含む）取組むことで良いでしょうか。

議長

全国農業会議所が窓口となって、一人1口〇〇〇円を農業委員協議会から振込むことで対応していきます。

（その他）

事務局長

農業者年金の加入促進について

平成28～29年度の北海道の目標として、29～39歳目標・新規加入者996人と設定されており、制度を知らなかったということが無いように周知活動を行って欲しい。

また、中頓別町農業者年金協議会への組織に交付される手数料が訪問実績で変わるので、農業委員さんの活動もお願いしたい。

全国農業新聞普及推進について

1 農業委員会あたり最低4部以上の新規購読者確保に向けて  
（4月15日付け全国農業新聞に記事掲載があった件）

議長

農業新聞の購読についてですが現在、農業委員さんの購読人数が5割となっていますので、是非農業新聞の購読推進に協力をお願いします。

事務局長

農業委員会の視察研修について

日程・場所・研修目的等の検討

議長

農業委員の研修については任期最終年に行うことで調整したいと

考えていますが秋季頃を予定し、場所については今後決定したいと思います。

事務局長

農業会議第81回総会 6月21日

北海道農業者年金協議会総会 6月22日

〇〇〇〇さんのバンカーサイロ建設予定地の現地確認について

4月22日〇〇〇〇さんが〇〇〇〇の所有地にバンカーサイロを建設したいとの申し入れがあり、現地確認を石黒委員長、鈴木委員常本委員とで行っています。現況は砂利が敷かれている状況で農地以外であると確認しました。

議長

これで事務局からの、その他の案件の説明が終わりました。皆様の方から何かございますか。

各委員

(なしの声)

議長

長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。以上をもちまして、平成28年第4回農業委員会総会を終了いたします。

(閉会 午後 14時40分)

この会議録は主査が記載したものであるが、内容に相違がないのでそれを証するため、ここに署名する。

会

長

署名委員

2番

(印)

署名委員

4番

(印)